

千葉市市税等のコンビニエンスストア収納業務検査に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令その他の法令に基づき、市税等のコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）収納業務委託における収納の事務の検査を行うため、必要な事項を定める。

(検査対象及び検査方法)

第2条 会計管理者は、収納代行業者及びコンビニ本部に対して、定期及び臨時に、書面による検査を実施する。コンビニ本部の検査は、収納代行業者を通じて行い、収納代行業者が回答を取りまとめるものとする。

2 前項の検査において、必要があると認めるときは、実地確認を行うことができる。

(検査内容)

第3条 会計管理者は、次の各号に掲げる事項を検査する。

1 収納代行業者の検査

- (1) 収納金の管理状況
- (2) 収納情報の管理状況
- (3) 収納金と収納情報の照合方法
- (4) 個人情報保護
- (5) その他、会計管理者が必要と認める事項

2 コンビニ本部の検査

- (1) 収納金の管理状況
- (2) 収納情報の管理状況
- (3) 収納金と収納情報の照合方法
- (4) 原符の管理状況
- (5) 領収済通知書の管理状況
- (6) 個人情報保護
- (7) その他、会計管理者が必要と認める事項

(検査結果の通知)

第4条 会計管理者は、検査終了後、収納代行業者及びコンビニ本部に対して、検査結果を通知するものとする。コンビニ本部への通知は、収納代行業者を通じて行い、収納代行業者が送付するものとする。

(検査結果に基づく措置)

第5条 会計管理者は、前条の通知に基づき、収納代行業者及びコンビニ本部に対して、必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市税等のコンビニエンスストア収納業務検査に関し必要な事項は、会計管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。